令和8年度

2026年度

国際社会科学府国際経済法学専攻(博士課程前期) 法務キャリア開発コース

学生募集要項(第2次)

横浜国立大学大学院国際社会科学府

ChatGPT をはじめとする生成AI の利用について

横浜国立大学では、学生に対して、ChatGPT などの生成AI に対する注意喚起を行っています。入学試験に関しても、下記の注意事項を踏まえて、必要な提出書類等の作成を行うようお願いします。

なお留学生の皆さんは、下記の他、必要に応じて、各国・地域の方針・法令等も踏まえる ようお願いします。

注意事項

生成AI に入力した情報は、AI の学習に利用されたり、意図せず漏洩したりする恐れがあります。また生成AI の出力する情報は、出典が明らかではなく、虚構や、偏った主張、倫理上問題のある表現などが含まれている危険性があります。

出願書類等の作成に当たっては、横浜国立大学の「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」を確認し、不正が疑われたり、入学後に学修上のミスマッチが起きたりしないよう、自らの責任において十分に考えたものを提出してください。

入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

https://www.ynu.ac.jp/education/plan/initiative_g.html

国際社	上会科学府国際経済法学専攻(博士課程前期)法務キャリア開発コース入試日程の概要	1
	-ャリア開発コース(博士課程前期)学生募集要項	
Ι.	募集人員	. 2
${\rm I\hspace{1em}I}$.	出願資格	. 2
	出願資格審査および入学資格審査	
IV.	出願手続	. 6
	入試方法	
	最終合格者の発表	
	追加合格について	
Ⅷ.	入学手続	11
IX.	入学時に必要な経費	11
	個人情報の取扱いについて	
	注意事項	
	-ャリア開発コース案内	
	専攻の特徴と特別な制度	
	修了要件と取得学位	
Ⅲ.	設置予定科目一覧(年度によっては不開講科目もあります)	17
IV.	教 員 紹 介(令和8(2026)年度予定)	19

国際社会科学府国際経済法学専攻(博士課程前期)法務キャリア開発コース入試日程の概要

出願資格審査申請期間(全員)

入学資格審査申請期間(該当者のみ)

~2025年11月21日(金)(必着)(郵送·窓口受付)

出願資格審査、入学資格審査結果発表

2025年12月5日(金)(電子メールにより通知)

出願書類受付期間

2025年12月10日(水)~12月19日(金)(郵送・窓口受付)

受験票発送

2026年2月6日(金)まで

口述試験

2026年2月17日(火)9:30~

最終合格発表

2026年2月27日(金) 14:00頃(通知書郵送・掲示)

入学手続受付期間

2026年3月4日(水)~3月10日(火)

下記のことについては本専攻ウェブサイト上でお知らせしますのでご注意ください。

(URL→ https://www.iblaw.ynu.ac.jp/「ニュース&インフォメーション」をご覧ください。)

- 1. 合格発表
- 2. 入学試験を延期する場合(天災・流行性疾患蔓延など)
- 3. その他入学試験に関する緊急の周知事項

法務キャリア開発コース(博士課程前期)学生募集要項

国際経済法学専攻法務キャリア開発コースは、発生した紛争の解決を担う臨床法務や紛争を予防する予防法務、更には、イノベーションとの両立を可能とする戦略法務を企業や国・地方公共団体等において担う法務人材の養成や法務人材のスキルアップを目指しています。グローバル化やデジタルトランスフォーメーションが進む中で、法的課題だけでなく倫理的・社会的課題(Ethical, Legal and Social Issues, ELSI)を総合的に検討する視点も重要視されるようになっており、法務人材に必要とされる力も変化していくことが予想されます。本コースでは、こうした変化や新たな課題に対応できる実践的な法務人材を養成していきます。なお、本コースにおける授業や指導教員からの指導は基本的にオンラインで提供されます。

【緊急時の入試実施に関するお知らせ】

自然災害、人為災害、疫病等の影響により、所定の日程による試験実施が困難となるような不測 の事態が生じた場合は、試験日程や選抜方法を変更したうえで、入学者の選抜を行うことがありま す。

新たな措置を講じる必要が生じた際には国際経済法学専攻ウェブサイトにてお知らせします。 ただし、渡航制限等により試験日に来日できない可能性があるので、日本国外から出願予定の方 はそれもご勘案のうえ出願してください。

<国際経済法学専攻ウェブサイト https://www.iblaw.ynu.ac.jp/>

I. 募集人員

国際経済法学専攻 若干名

Ⅱ. 出願資格

本大学院入学の前までに大学卒業後原則として3年以上の職務経験を有し、かつ次の出願資格のいず れかに該当する者。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者または本大学院入学の前までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定(大学改革支援・学位授与機構)により学士の学位を授与された者または本大学院入学の前までに学士の学位を取得見込みの者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者または本大学院入学の前までに修了 見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国 の学校教育における16年の課程を修了した者または本大学院入学の前までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程

を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者または本大学院入学の前までに修了見込みの者

- (5)の2 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者または本大学院入学の前までに学士の学位を取得見込みの者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者または本大学院入学の前までに修了見込みの者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年2月7日文部省告示第5号)
- (8) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により他の大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの(注3)
- (9) 個別の審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本学大学院が認めた者で、 本大学院入学の前までに22歳に達するもの(注2)(注3)
- (注1) 本学大学院学則には(1)~(9)に掲げてあるもののほか、次に掲げる出願資格も規定されていますが、2026年度についてはこれらを適用しません。
 - ① 大学に3年以上在学した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - ② 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者であって、大学院の定め る単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - ③ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者であって、大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - ④ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学 校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定 するものの当該課程を修了した者で、大学院の定める単位を優秀な成績で修得し たと認めたもの
- (注2) (9)において個別の入学資格審査の対象となる者は、主として「短期大学、高等専門学校、専 修学校、各種学校の卒業者やその他の教育施設の修了者など大学卒業資格を有していな

い者」または「大学卒業までに16年を要しない国の大学を卒業した者で、大学教育修了後日本国内または国外の大学、大学共同利用機関法人等これに準ずる研究機関において、研究生、研究員等として1年以上研究に従事した者または本大学院入学の前までに1年以上研究に従事する見込みのもの」です。

(注3) (8)(9)の出願資格で応募する者はあらかじめ社会科学系大学院学務係に問い合わせるようお願いいたします。

Ⅲ. 出願資格審査および入学資格審査

1. 出願資格審查

<u>本コース出願者は全員</u>、事前に出願資格審査を行う必要がありますので、以下に従って手続を行ってください。

- (1)提出期限:令和7(2025)年11月21日(金)まで(郵送の場合も必着)
- (2) 提出先:横浜国立大学社会科学系大学院学務係
- (5ページの「3. 出願資格審査及び入学資格審査に必要な書類の提出先」を参照のこと。)
- (3) 提出書類:以下の①~⑨の書類を提出してください。

なお、①②③⑥⑦⑨の書類は、本専攻ウェブサイト

(https://www.iblaw.ynu.ac.jp/admission/requirements/req_m.html) にアクセスして各様式をA4サイズの用紙に印刷して作成してください。(Word ファイルをダウンロードし、パソコンで作成したものでも構いません。)

- ① 法務キャリア開発コース出願資格認定申請書
- ② 法務キャリア開発コース出願資格認定願書
- ③ 修学年数調書(外国人のみ提出してください。)
- ④ 大学および最終学歴の卒業(修了) (見込)証明書

(2ページの出願資格(2)により出願する者は、学位授与証明書または修了見込証明書および学位取得見込証明書)

出身大学(在籍大学)作成の原本を提出すること。コピーは不可。

なお、日本語または英語以外で記入されたものについては、後日その日本語訳を求めることが あります。

外国の学校の出身者で学士の学位を取得している者は併せて学位証明書を提出すること。(卒業証明書等で学位が確認できる場合は不要です。)

ただし、外国の大学や大学院を卒業(修了)した場合で、やむを得ず卒業(修了)証書のコピーをもって代える場合は、必ず、卒業(修了)証書原本を事前に受付窓口に提示すること(注1を参照)。

- 注1 外国の証明書のコピーしか提出できない場合は、公的機関で原本証明されたものを提出 してください。不明な点は社会科学系大学院学務係に相談してください。
- ⑤ 成績証明書(学校長名により作成され、厳封されたもの)。コピーは不可。

出身大学(在籍大学)作成の原本を提出すること。コピーは不可(④大学および最終学歴の卒業(修了)(見込)証明書の注1を参照)。

なお、日本語または英語以外で記入された成績証明書については、後日その日本語訳を求める ことがあります。

ただし、外国の大学や大学院を卒業(修了)した場合で、やむを得ず成績証明書のコピーをもって代える場合は、必ず、成績証明書原本を事前に受付窓口に提示すること(④大学および最終学歴の卒業(修了)(見込)証明書の注1を参照)

- ⑥ 実務経験報告書
- ⑦ 研究計画書

本学府において行おうとする研究の計画を日本語 2,000 字以上で入力してください。

- ⑧ 在職証明書(出願前直近5年以内に企業等に所属経験がある場合に提出してください。勤務先 の所属長によって作成された3年以上勤務経験を証明するもの。コピーは不可。)
- ⑨ 出願資格審査提出書類チェック票

入学資格審査対象者は、出願資格審査書類②③④⑤⑦⑧を入学資格審査でも使用します。

2. 入学資格審查手続

上記「II 出願資格 o(5) o 2 および(8) \sim (9) o 資格により出願しようとする場合は、別途入学資格の有無について審査を行う必要がありますので、上記 1. (3) の書類のほかに、以下の書類を提出してください。

- (1)提出期限:令和7(2025)年11月21日(金)まで(郵送の場合も必着)
- (2) 提出先 : 横浜国立大学社会科学系大学院学務係 (5ページの「3. 出願資格審査及び入学資格審査に必要な書類の提出先」を参照のこと。)
- (3) 提出書類:以下の①~③の書類を提出してください。

なお、①~③の書類は、本専攻ウェブサイト

(https://www.iblaw.ynu.ac.jp/admission/requirements/req_m.html) にアクセスして各様式をA4サイズの用紙に印刷して作成してください。(Word ファイルをダウンロードし、パソコンで作成したものでも構いません。)

- ① 入学資格認定申請書
- ② 学力申告書(入学資格審査用)
- ③ 入学資格審査提出書類チェック票

入学資格審査対象者は、出願資格審査書類②③④⑤⑦⑧を入学資格審査でも使用します。

- 3. 出願資格審査及び入学資格審査に必要な書類の提出先
- (1) 提出先: 〒240-8501 横浜市保土ケ谷区常盤台79-4

横浜国立大学社会科学系大学院学務係 Graduate School Affairs Office, Graduate School of International Social Sciences Yokohama National University 79-4 Tokiwadai, Hodogaya-ku, Yokohama, 240-8501 JAPAN

- (2) 提出方法:窓口への持参又は書留速達による郵送
 - ・窓口受付は平日9時~17時、時間厳守です。 (12時45分~13時45分を除きます。)
 - ・郵送の場合は、令和7 (2025) 年11月21日(金) **まで必着**の書留速達(海外から郵 送の場合は EMS) としてください。
 - ・入学資格審査を申請する場合、出願資格審査提出書類と入学資格審査提出書類は同送してく ださい。
- 4. 出願資格審査及び入学資格審査結果通知 令和7(2025)年12月5日(金)に電子メールにて通知します。

Ⅳ. 出願手続

- 1. 出願手続方法
- (1) 出願期間(出願書類の提出期限):

令和7(2025)年12月10日(水)~12月19日(金)まで (郵送の場合は消印有効※日本国内から送付の場合。詳細は(3)参照)

(2) 提出先 : 〒240-8501 横浜市保土ケ谷区常盤台 79-4

横浜国立大学社会科学系大学院学務係

Graduate School Affairs Office,

Graduate School of International Social Sciences

Yokohama National University

79-4 Tokiwadai, Hodogaya-ku, Yokohama, 240-8501 JAPAN

- (3) 提出方法は、窓口への持参又は書留速達による郵送とします。
 - ①窓口受付は平日9時~17時、時間厳守です。(12時45分~13時45分を除きます。)
 - ②日本国内から郵送の場合は書留速達とすること。
 - ③海外在住の志願者は、日本国内に在住する代理人が出願書類を提出してください。やむを得ず、日本国外から出願書類を送付する場合は、2025年12月19日(金)までに到着するようにEMSで、送付してください。【期限内必着】
- 2. 提出書類

以下の①~⑥のうち該当する書類をすべて提出してください。

なお、①②⑥の書類は、本専攻ウェブサイト

(https://www.iblaw.ynu.ac.jp/admission/requirements/req_m.html) にアクセスして各様式をA4サイズの用紙に印刷して作成してください。 (Word ファイルをダウンロードし、パソコンで作成したものでも構いません。)

- ①入学願書・受験票【様式1】 志願者の氏名、連絡先、学歴等について入力し、写真(縦4cm、横3cm)を貼付したもの。写真は入試の際に本人確認に用いますので、加工等は一切行わないでください。
 - (注) 指導教員として希望できる教員は 19 ページに記載されている国際経済法学 専攻専任教員に限ります。
- ②入学検定料 (1) 払込金額 30,000 円
 - (2) 払込期間 出願期間に間に合うように払込をしてください。
 - (3) 払込方法

[日本国内居住の日本人、外国人留学生志願者]

a. コンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ミニストップ、ファミリーマートにて払込が可能 です。操作の手順は別紙の案内書「入学検定料支払方法のご案内」を参照して ください。

[海外在住の志願者及び日本国内居住の外国人留学生志願者]

- b. クレジットカード
- c. 中国銀聯ネット決済

詳細は本学ウェブサイト・入試情報

(https://www.ynu.ac.jp/exam/index.html) より「大学院入学検定料のクレジットカードによる払込」をご覧ください。

(4) 払込方法

入学検定料の払込済みを証明する下記証明を、所定の貼付用紙(【様式2】入 学検定料収納証明書貼付用紙)に貼り付けて提出してください。

aによる払込の場合はセブンイレブン、ローソン、ミニストップで払込の場合は「収納証明書」、ファミリーマートで払込の場合は「レシート(受領書)のコピー」

b c による払込の場合は「支払い完了通知のメール画面を印刷したもの」

- ※支払時に別途必要な支払手数料は、志願者本人の負担となります。
- ※出願書類を受理した後は、次の場合を除き、いかなる理由があっても払込済 の入学検定料は返還いたしません。
 - ・入学検定料を払い込んだが本学大学院に出願しなかった場合、又は出願が 受理されなかった場合
 - ・入学検定料を誤って二重に払い込んだ場合

【返還方法の問い合わせ先】社会科学系大学院学務係(045-339-3660)

(注)日本国外の金融機関口座へ入学検定料を返還する場合、返還に伴い発生す

る手数料は志願者負担となります。

- ※災害救助法等の適用地域の被災者に対する入学検定料免除特別措置について本学では、災害等で被災した受験生の進学の機会を確保する観点から、入学検定料免除の特別措置を行います。詳細は本学Webサイトをご覧ください。(https://www.ynu.ac.jp/exam/index.html)
- ③写真 2枚 出願前3ヶ月以内に撮影した、縦4cm×横3cm、上半身無帽のもの(白黒、カラーいずれも可)。写真(1枚目)は、入学願書に貼付。写真(2枚目)は、入学願書に貼付したものと同一のものを受験票に貼付。写真は入試の際に本人確認に用いますので、加工等は一切行わないでください。

④在留カードのコピー 外国人のみ提出してください。

出願時に日本に居住している外国人出願者は在留カードのコピー(両面)を提出すること。ただし、日本に居住していない場合は、パスポートのコピーを提出し、受験当日はパスポートを持参してください。

⑤受験票送付用封筒

定形封筒(長形3号・通常ハガキが入る大きさ)に、320円分の郵便切手を貼付して「特定記録」と朱書きした上、受験票送付先の郵便番号、住所、氏名を明記してください。

- ※ 送付先は、日本国内に限ります。
- ※ 送付先が現住所と異なる場合は、「~様方」等、必ず手元に届くよう表記してください。

⑥出願提出書類チェック票【様式3】

提出書類に漏れが無いか確認したうえで、出願提出書類に同封して提出してください。

3. 受験票

令和8(2026)年2月6日(金)までに出願書類を受理したことを電子メールにてお知らせ し、受験票を特定記録で郵送します。試験当日に持参してください。

- 4. 受験及び修学の上で配慮を必要とする入学志願者の事前相談について
 - 心身の障がい等(視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱、発達障がい、その他)により受験及び修学の上で配慮を必要とする場合は、次の(1)~(3)の内容を確認したうえで、下記の様式例を参考にして事前相談申請書を作成し社会科学系大学院学務係へ提出してください。
 - (1) 申請内容によっては配慮事項の決定までに時間を要する場合があるため、原則として出願前 に申請してください。事前相談を申請しても、本学への出願が義務づけられるわけではありません。
 - (2) 出願後でも相談を受け付けます。不慮の事故等により受験上の配慮が必要となった場合は、

速やかに申請してください。

(3) 申請の内容や時期によっては、希望通りに受験上の配慮ができない場合や、出願期間終了時までに配慮事項を決定できない場合があります。可能な限り早い時期に申し出てください。

(事前相談申請書様式例(A4 判縦))

令和 年 月 日

横浜国立大学長 殿

ふりがな氏 名生年月日住 所電話番号

E-mai1

横浜国立大学に入学を志願したいので、下記のとおり事前に相談します。

記

- 1. 志望する学府・専攻・教育プログラム・出願する入試名
- 2. 障がいの種類、程度
- 3. 受験上の配慮を希望する事項・内容
- 4. 修学上の配慮を希望する事項・内容
- 5. その他

(添付書類) 医師の診断書(原本又は写) その他参考資料(原本又は写)

V. 入試方法

入学試験は、書類審査および口述試験の結果を総合して行います。

(1) 書類審査

提出された書類等を総合的に審査します。

(2) 口述試験

口述試験では研究計画のプレゼンテーションとそれに関する質疑応答を行います。

プレゼンテーションの内容

- ① 出願者の研究計画の動機や内容を、可能な限りこれまでの実務経験等との関連性を示しつつ、パワーポイント等を利用して分かりやすく説明してください。
- ② 持ち時間は15分とし、終了後に面接官からの質疑応答を行います。
- ③ プレゼンテーションで使用する発表資料ファイルは提出していただきます。試験当日にファイルを入れた USB をお持ちいただくか、令和8(2026)年2月12日(木)までに社会科学系大学院学務係宛(E-mail: int.gakumu-all@ynu.ac.jp)にメールで提出してください。メールでの提出期限を経過した場合は試験当日の USB 持参のみ受け付けます。

また、発表資料ファイルの内容を A4 用紙に印刷したものを提出していただきます。試験当日に 持参してください。

- ④ 大学で用意したパソコン (Windows11、PowerPoint) を使用していただきます。持参のパソコン を用いることも認めますが、その場合にはプレゼンテーションで用いる資料はデジタルで提出を お願いします (印字資料も用意、提出をお願いします)。
- ⑤ 口述試験に際して、使用するパソコンその他の端末をインターネットに接続することは認められません。

(3) 試験の日時・場所

口述試験 2026年2月17日(火) 9:30~ 場所:横浜国立大学常盤台キャンパス内 (ただし、受験者によっては口述試験が2月18日(水)となる場合があります。) 集合時間及び集合場所等は出願書類の受理連絡と合わせて電子メールにてご連絡します。

VI. 最終合格者の発表

令和8(2026)年2月27日(金)14時頃

本専攻ウェブサイト (URL https://www.iblaw.ynu.ac.jp) 上に掲載するとともに、合格者に のみ合格通知書を郵送します。

(電話等による照会には一切応じません。)

Ⅵ. 追加合格について

入学手続締切期日後に追加合格を実施する場合があります。追加合格の通知は、入学願書に記載された現住所への電話連絡及び郵便により行います。追加合格に関する問い合わせには一切応じません。

Ⅷ. 入学手続

入学手続期間

令和8(2026)年3月4日(水)から3月10日(火)(期日厳守)

入学手続の詳細は、合格通知書とともに郵送する入学手続の案内資料で確認してください。

IX. 入学時に必要な経費

- 1. 入学料 282,000 円 (現行)
- 2. 授業料(前期) 267,900円(現行) (年額)535,800円(現行)
 - 注1 入学料および授業料は改定される場合があります。
 - 注2 在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新しい授業料が適用されます。
 - 注3 納入した入学料は、いかなる理由があっても返還しません。
 - 注4 外国の政府等派遣生は入学料および授業料の免除申請、文部科学省の『私費外国人 留学生学習奨励費』の申請はできません。

X. 個人情報の取扱いについて

個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人横浜国立大学の保有する個人情報の保護に関する規則」に基づいて取り扱います。

- (1) 志願者の入学試験成績及び出願書類等に記載された個人情報については、本学入学者選抜に係る用途の他、以下の目的のために利用します。
 - ①合格者への連絡業務(奨学金や保険等に係る福利厚生関係資料や入学後の行事等に関する 資料の送付、生協資料の送付)及び入学手続業務
 - ②入学後のクラス編成及び本人の申請に伴う入学料免除(留学生を除く)・授業料免除等の福 利厚生関係の資料
 - ③入学後の教務関係(学籍管理、修学指導等)
 - ④本学における広報・諸調査・研究(入学者選抜方法及び大学教育改善のための調査・分析を 含む)
 - ⑤入学者の個人情報について本学関連団体である校友会及び同窓会の入会手続きに必要な範囲で提供する場合があります。

調査・研究結果を発表する場合は個人が特定できないように処理します。

それ以外の目的に個人情報が利用又は提供されることはありません。

(2) 上記(1)の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を本学より当該業務の委託を受けた業者(以下「受託業者」という。)において行うことがあります。

受託業者には、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、知り得た個人情報の全部又は一部を提供します。

受託業者は、秘密保持契約に基づいて、秘密保持義務・目的外使用禁止義務を負います。

XI. 注意事項

- 1. 入試に関する問い合わせは、横浜国立大学社会科学系大学院学務係で受け付けます。ただし、試験の結果や内容に関する問い合わせについては応じません。
- 2. いったん提出した書類および納入済の入学料は一切返還しません。
- 3. 出願手続後は、提出済書類の記載事項の修正変更を行うことはできません。
- 4. 入学試験時に適宜本人確認を行います。<u>写真付きの身分を証明するもの(運転免許証、パスポート、</u>学生証、職員証など)をご持参ください。
- 5. 以下の行為は、不正行為となります。不正行為があった場合は、直ちに受験を中止させ、退場の 措置をとり、以後の受験を認めません。また、すでに受験した教科の成績は無効とします。
 - ①カンニングをすること。また、他の受験者に答えを教える等カンニングの手助けをすること。
 - ②試験時間中に、別途送付する受験者心得に記載の許可されたもの以外を使用すること。
- 6. 以下の行為は、不正行為となることがあります。不正行為と認定された場合の取扱いは、上記 5. と同じです。
 - ①試験時間中に、別途送付する受験者心得に記載の許可されたもの以外をカバンの中にしまわず、 身に付けていたり手に持っていたりすること。
 - ②試験場、試験室及び控室において、他の受験者の迷惑となる行為をすること。
 - ③試験場、試験室及び控室において、監督者等の指示に従わないこと。
 - ④その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。
- 7. 出願書類に虚偽の記載があった場合や、試験中の不正行為が判明した場合は、入学後でも入学を 取り消すことがあります。また、不正行為の態様によっては、警察に被害届を提出する場合があ ります。
- 8. 学生寮への入居希望者は、合格発表より前に申請手続きが必要となる場合があるため、各自において学務・国際戦略部学生支援課ウェブサイトの学生寮のページの入居募集案内を確認し、期間内に手続きを行ってください。(https://www.gakuseisupport.ynu.ac.jp/)

令和7(2025)年10月

〒240-8501 横浜市保土ケ谷区常盤台 79-4

横浜国立大学 社会科学系大学院学務係

TEL:045-339-3660 (ダイヤルイン)

[窓口取扱時間] 平日 8:30~17:00 まで (12:45~13:45 除く) 土日・祝日、夏季休業期間 (8月12日~8月18日) 及び

年末年始(12月26日~1月4日)を除く。

E-mail: int.gakumu-all@ynu.ac.jp

ウェブサイト: https://www.iblaw.ynu.ac.jp/

法務キャリア開発コース案内

I. 専攻の特徴と特別な制度

1. 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)は下記のウェブサイトに掲載しております。 https://www.vnu.ac.ip/education/plan/initiative g.html

2. 特 徵

(1) 専攻の特徴等

国際経済法学専攻(博士課程前期)は、従来の国際関係法専攻で培われた、国際法、租税法、開発協力論などの伝統を踏襲しつつも、そこから発展し、より普遍的で、高度な法学・政治学教育を展開し、基本七法(具体的には、憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法、民事訴訟法をいう)から政治学や基礎法、応用法分野まで広くカバーする法学関連分野(開発協力を含む)に関し、高度な問題発見解決能力を習得するための教育を行います。グローバル化した現代社会において、企業法務などの企業ニーズ等や、高度専門的な国・地方の公務員の需要に対応し、実践的な実務教育を念頭に置いたグローバルで高度な法学・政治学等の分野の専門知識を有する高度専門職業人、国・地方の公務員などの人材を養成します。

国際経済法学専攻では、令和4(2022)年4月から、フルオンラインによる社会人リカレント教育(Legal Recurrent Educational Program, L-Rep)を開始しました。1単位1科目から履修可能で、8単位修得により学修証明書の交付が予定されるこのプログラムでは、社会人の多様なニーズを踏まえ、仕事や生活、これからのキャリアに役立つような実践的科目が提供されています。本コースでは、L-Repの実践的科目の履修も可能となっており、実践的科目や国際経済法学専攻科目を組み合わせて履修しながら、法務スキルを向上し、今後のキャリアアップを図っていこうという方を対象とするものといえます。

(2) 徹底した少人数指導体制

本専攻は、1 学年入学定員 25 名に対して専任教員等 17 名が教育を担当することで、学生教員 比率では他の追従を許さない高い水準です。

学生は、各自の専攻分野に応じて指導教員のゼミナールに所属して、きめ細かな研究指導やアカデミック・アドバイスを受けながら、修士論文(特定課題論文)の執筆に取り掛かることになります。

(3) 多様な修了年限に基づく研究・履修計画

本専攻では、以下のように多様な履修年数による伸縮性のある研究を遂行することができま

す。

- ① 博士課程前期の標準修了年限である2年間の課程
- ② 2年間の授業料で3年ないしは4年間在学しながら所定の単位を修得し修士の学位を取得できる「長期履修学生制度」

(4) 学部や経済学・経営学専攻、博士課程後期との連携

本学の経済学部には、充実した法律科目が開設されており、法学系以外の学部や大学院を卒業して本専攻に入学した学生は、不足する法学知識を、大学院における研究のいわばプレレキジットとして補うことができます。また、多角的な視点を得るために、経済学・経営学専攻の科目を履修することもできます。これらの科目の一部は修了に必要な単位に算入することができます(ただし、学部や他専攻科目は、科目によっては、オンライン対応されていない場合もあります。担当教員にご確認ください)。

そして、L-Rep 科目(実践的科目)その他の本専攻科目を科目等履修生として履修し、引き続き特定の法律分野に特化した研究を続けようと考える人や本専攻を修了し博士課程後期への進学を考えている人には、多様に組み合わせた履修方法が考えられます。博士課程後期の在学期間も2年から6年間という伸縮性がありますので、博士課程前期(修士課程)と博士課程後期(博士課程)を組み合わせると、各自に相応しい履修計画が建てられます。(例えば、科目等履修1年+本コース(2年)、科目等履修2年+本コース(2年)+博士課程後期(2年または3年)、本コースの長期履修学生制度(4年)+博士課程後期(2年または3年)等)

(5) 長期履修学生制度

この制度は、「職業を有している等のために一般の学生に比べて年間に修得できる単位数が限られ、標準の修業年限で修了することが困難な学生」を対象としています。

本制度を適用することによって、事情に応じて標準の修業年限を超えて計画的に教育課程を履修 し修了することにより、学位を取得することができます。

①申請資格

長期履修学生として申請できる者は、本コースに合格した者で入学後も職業を有する者です。

②申請書類

長期履修学生を希望する者は以下の書類を入学手続時に提出してください。

- ア. 長期履修学生申請書(本学所定の用紙)
- イ. 長期履修計画書
- ウ. 在職証明書又は在職が確認できる書類(様式任意)

③申請手続

入学手続書類と同封の上、社会科学系大学院学務係に提出してください。提出方法は入学 手続に準じます。手続期間は入学手続期間と同時期です。

※ 手続期間内に、やむを得ず、②イ. 長期履修計画書、ウ. 在職証明書又は在職が確認できる書類の提出が不可能な場合は、事前に社会科学系大学院学務係に申し出のうえ、ア. 長期履修学生申請書、のみの提出を認めます。(手続期間内に、ア. 長期履修学生申請書の提出がなかった場合は、長期履修を認めることはできませんので、ご注意ください。)

④可否の認定

申請書類に基づき審査の上、認定の可否を決定し通知します。

⑤ 在学期間

長期履修学生の在学期間は、博士課程前期において2年を超え4年までとなります。 (課程修了は3月です。)

⑥授業料の年額

長期履修学生として認められた場合に納付する年間授業料は、「定められた授業料の年額」に「標準修業年限」を乗じて得た額を「在学期間の年数」で除して得られた額となります。 ※ 在学中に授業料の改定が行われた場合には、新授業料を適用します。

⑦在学期間の短縮

長期履修学生は、認定された在学期間を、願い出により短縮することができます。 在学期間の短縮を希望する者は、修了希望年度の開始前までに「長期履修学生在学短縮願」 を提出し、承認を得なければなりません。

※ 詳細については必ず窓口に相談してください。

⑧在学期間の延長

長期履修学生で特別な事情がある場合は、在学期間の延長をすることができます。 在学期間の延長を希望する者は、在学期間が満了する2ヶ月前までに「長期履修学生在 学期間延長願」を提出し、承認を得なければなりません。ただし、在学期間の延長は1 度限りです。

なお、在学期間は、4年を超えることができません。

また、在学期間延長後の授業料は、標準修業年限(博士課程前期2年)分の授業料からすでに納付済みの授業料を差し引いた分を延長期間で新たに算出し、納付することになります。 ※ 詳細については必ず窓口に相談してください。

⑨履修計画書

長期履修申請者は論文提出スケジュールについて履修計画書を提出する必要があります。入学 後の指導教員(予定)と相談の上、履修計画書を提出してください。

Ⅱ. 修了要件と取得学位

1. 必要修得単位数

本専攻を修了するためには、本学府に2年以上在学し、所定の32単位以上を修得するとともに、 必要な研究指導を受けた上で、特定課題論文の審査および最終試験に合格しなければなりません。

2. 取得学位

本専攻を修了した者には、「修士(法学)」「修士(国際経済法学)」または「修士(学術)」の 学位が与えられます。

Ⅲ. 設置予定科目一覧(年度によっては不開講科目もあります)

【コア科目】

法学原論

政治学原論

法律文献情報

Decision Making Process Research Methodology

Introduction to Japanese Law 1

【国際経済法分野】

国際法特論

国際法研究 I

国際法研究Ⅱ

国際私法研究 I

国際私法研究Ⅱ

国際私法研究Ⅲ

経済法研究 I

経済法研究Ⅱ

知的財産法研究 I

知的財産法研究Ⅱ

政治学研究

国際政治学研究

国際行政論研究 I

国際行政論研究Ⅱ

開発協力特論

開発協力論研究 I

開発協力論研究Ⅱ

開発協力論研究Ⅲ

Japan's Development Experiences

Governance and Development

Public Administration and Management

Local Governance

ODA and Practical Issues

International Public Administration

World Trade Law

Japanese Competition Law (The Antimonopoly Act)

The Rule of Law in Developing Countries: Theory and Practice

Intellectual Property Law & Policy

【実定法分野】

憲法特論

憲法研究

行政法特論

財産法特論

財産法研究

家族法特論

会社法研究

民事訴訟法特論

海事法研究

刑法特論

刑事訴訟法特論

労働法特論

労働法研究 I

労働法研究Ⅱ

高齢者法研究

社会保障法研究 I

社会保障法研究Ⅱ

環境法特論

自然保護法研究

Social Systems for Environmental Management

Aging and Law

Emerging Technologies and Law

【その他】

開発協力フィールドワーク

社会実践フィールドワーク

研究実践フィールドワークI

研究実践フィールドワークⅡ

ワークショップ

【特別講義】

特殊講義 (開発法学)

特殊講義 (安全保障論)

【英語によるコミュニケーション科目】

Critical Thinking and Discussion

Academic Writing

Professional Communication

Oral Communication Workshop

Presentation Skills

【実践的科目】

社会人のための実践法学入門※1

※1 法務キャリア開発コースの学生はコア科目として修

了必要単位に算入可

変わりゆく社会と法※2

※2 法務キャリア開発コースの学生はコア科目と して修

了必要単位に算入可

憲法は変わらないが変わる

公務員のための法学

憲法とメディア法

企業間紛争をめぐる法的問題

不動産取引をめぐる法的問題

民事訴訟での紛争解決

コーポレートガバナンス I

コーポレートガバナンスⅡ

労務管理と法I

労務管理と法Ⅱ

リスク社会と過失責任

刑事制裁制度

文献講読:刑事責任の基礎

経済刑法特論 法哲学特論 法哲学研究 租税法特論 租税法研究 I 租税法研究Ⅱ 租税法研究Ⅲ

倒産・執行法研究 I 倒產·執行法研究Ⅱ 経済刑法

法人税と企業会計 所得課税の計算構造

【学府共通科目】

Thesis Writing

Presentation and Discussion Skills

【演習科目】 演習 I a

演習Ib

演習Ⅱa

演習Ⅱb

Ⅳ. 教員紹介(令和8(2026)年度予定)

1. 専任教員(50音順・◎専門科目等)

石﨑 由希子(いしざき ゆきこ) 教 授 |関根 豪政(せきね たけまさ) *教 授 ◎ 労働法 ◎ 経済法、国際経済法 板垣 勝彦(いたがき かつひこ) 教授 | 芳賀 良(はが りょう) 教 授 行政法 ◎ 商法、金融商品取引法 内海 朋子(うつみ ともこ) 教授 | 濱口 太久未(はまぐち たくみ) 教授 ◎ 知的財産法 刑法 金子 章 (かねこ あきら) 教 授 藤田 大智(ふじた だいち) *講師 ◎ 刑事訴訟法、刑事手続と報道の自由 国際法 君塚 正臣 (きみづか まさおみ) 教 授 柳迫 周平(やなせこしゅうへい) 講師 ◎ 憲法 ◎民法 (家族法) 小林 誉明(こばやし たかあき) *准教授 山本 展彰(やまもと のぶあき) 講師 ◎ 開発協力論 ◎ 法理学、法哲学 ※小林 誉明准教授を法務キャリア開発コース の指導教員として希望することはできません。 ランド ネリダ 准教授 ◎ コミュニケーション論の研究 酒井 春花(さかい はるか) 准教授 ※ランド ネリダ准教授を指導教員として ◎ 租税法 希望することはできません。 渡邉 拓(わたなべ たく) 教 授 笹岡 愛美(ささおか まなみ) 教 授 民法 ◎ 商法 志賀 裕朗(しが ひろあき) *教 授 ◎ 国際行政論 ※志賀 裕朗教授を法務キャリア開発コースの 指導教員として希望することはできません・

*国際開発ガバナンス EP 担当教員

担当教員については変更になる場合があります。